

児童手当の支給額の誤りについて

令和3年12月14日

郡山市こども部こども家庭支援課

担当：伊藤 克也（TEL：924-2525）

郡山市保健福祉部保健福祉総務課

担当：穴戸 浩明（TEL：924-3822）

令和3年10月に支給した児童手当の支給対象者のうち、1名の支給額に誤りがあることが判明しました。本日、当該1名の方に対し、謝罪するとともに今後の対応について説明いたしました。

- 1 判明の経緯

12月9日に、システム管理を委託している業者から、児童手当の所得判定の際に、誤った総所得金額で行っているとの報告がありました。

このことから、所得判定で影響が出る可能性がある方について、同様の誤りがないか確認をしたところ、上記1名以外に誤りのある方はいませんでした。
- 2 原因

児童手当の所得判定を行う保健福祉情報システムの中で、令和3年度税制改正により追加された「業務雑所得」が「総所得金額」に含まれていなかったことから、児童手当の支給に係る所得判定に誤りがあったため。
- 3 影響

下記のとおり、2万円過大支給となったものです。

誤：令和3年10月支給済額 4万円（手当月額1万円（本則給付）×4月分）
 正：本来の支給額 2万円（手当月額5千円（特例給付）×4月分）
- 4 対応

誤りのある1名については、謝罪するとともに、令和4年2月に支給する児童手当分から支払調整により対応することを説明しました。